

東京税財政研究センター

会 報

第62号

2008. 8. 1 発行

発行人 吉 本 貢

東京都新宿区百人町1-16-18

センチュリービル2F

TEL 03 (3360) 3871

FAX 03 (3360) 3870

E-mail tzzkc@nifty.com

第15回通常総会開催

08年8月18日(月) 13時開会

— 全労連会館〈文京区〉 —

総会議案の内容

事業活動報告

決算報告

監査報告

事業活動計画

予算案

役員選出

その他

★ 第二部 各研究部会報告

★ レセプション



越前海岸

会員の皆さんの昼夜にわたるご健闘に敬意を表します。

当センターも、178名を数える会員数になりました。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

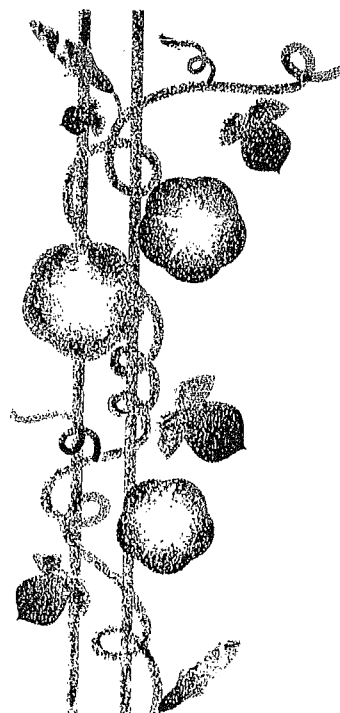
さきの参院選以降の経過をみますと、道路特定財源は「流動化」していますし、参院では後期高齢者医療制度の廃止法案を可決するという歴史を画す情勢を生みました。

しかしながら、自公政権は、08骨太方針にみるように、社会保障費抑制と公務員人件費削減方針は継続させ、消費税は増税、大企業大口資産家のための減税に腐心しています。

庶民大增税の体制づくりについて、行政の面でも際だっています。

センターの目的であります「財政制度の民主化」「民主的な税制と税務行政の確立」の調査研究が、今日ほど求められている時期はありません。

今回の総会を総りあるものにしましょう。



岩手・宮城内陸地震
心からお見舞
申し上げます

抜本税制改革と消費税増税

熊澤通夫

自民党税制調査会はこの7月1日から抜本税制改革の「道筋をつける」(津島自民税調会長)作業をはじめた。ここではまずこの改革の基本的特徴を明らかにして消費税増税を位置づけ、つぎに代表的増税策である消費税の社会保障目的税化に触れる。

抜本税制改革の特徴

抜本税制改革の基本的特徴は以下の二点にまとめられる。

第一は経済政策の中心に民間投資による経済成長と「国際競争力強化」をすえて、税制をそのための重要なインフラと位置づけたことである。

したがって法人税税率引き下げ、金融所得一元化などの投資促進型税制を基本的制度として税制にビルドインすることを目ざしている。

ここでの消費税増税の意味は、まず過去の減税分も含めて法人の税負担を軽減する財源をつくること、つぎに資産性所得の税率の一律・低率化と損益通算の範囲拡大による税収減の財源確保にある。

第二は財政「再建」である。わが国の財政は、長期債務残高が先進諸国中最悪の水準にありながら累増しており、一般会計に占める国債費が24.3% (2008年度末)を占めるように、弾力性が著しく低下している。

この解決策として小泉政権から引き継いだ「歳出・歳入一体改革」すなわち社会保障費、公共事業費、公務員人件費を中心とした歳出削減と併せて抜本税制改革による増税を進めるのである。

たとえば消費税の税率引上げ、所得税の課税最低限引下げ、個人住民税の均等割引上げ、相続税の課税最低限引下げなどである。

このうち消費税は、税率二桁への引上げが暗黙の前提となっているように、増税の中心である。

「福祉目的税」化について

いま、消費税増税を容易にするために「福祉目的税、化がマスコミなどで盛んである。その内容は様々だが、結論を先にいえば社会保障費を消費税収の枠内に抑え込み、増税と社会保障制度の改悪を両建てするものである。

ちなみに財務省は現在でも消費税収の全額を予算総則で「福祉目的税化」していると説明する。金額で見ると地方へ配分後の消費税収は約7.5兆

円、他方、一般会計から基礎年金、老人医療、介護への支出合計額は約13.3兆円で、差額の約5.8兆円を他の税目か国債からの収入で補っている(2008年度当初予算)。かりに消費税率を10%に上げたとして、現在の国と地方の配分関係を変えないとすれば(その可能性は高い)、国の税収は約15兆円で、現在の社会保障費総額約21兆円にくらべても大きく不足する。

だから、たとえば全国紙A紙の社説がいうような消費税率を5~6%引上げて「社会保障費=消費税税収」の「安心会計」をつくる構想は、社会保障費を削減してその水準をさらに下げるか「構想」より大きな消費税増税かの選択か併行かの「怯えの会計」となる。

むすび

抜本税制改革・消費税増税の実行は、首相自身が消費税率引上げで「決断の時期」と語ってすぐ「2~3年の間」と腰を引いたように、これからもジグザグの航路をとり、細切れ実施を模索し、迷走もするだろう。それは自・公政権に対する国民の不信の高まりと、隘路に入った新自由主義との相乗効果が産んだ消費税をめぐる政治の現局面である。



御案内

「M&A (合併・買収) 学習会」

法人税部会

日時 8月23日(土)
13時30分~16時30分

場所 センター事務所

講師 公認会計士 秋山 順氏
(監査法人 トーマツ所属)



税理士制度と

アウトソーシング

税理士 関本 秀治氏

行政不服審査法改正に伴う 国税通則法整備法案の問題

税理士 長谷川 博氏

◆ 不服審判制度

平成 19 年総務省に設置された「行政不服審査制度検討会」から最終報告が公表された。これにより行審法、通則法の見直しが予定されて国会上程されたが継続審議となった。この改正は「国民の権利に関する意思の変化」現行制度が「簡易迅速」な「権利利益の救済」という目的にそぐわないことから「簡易迅速で公正な手続きを定めることによって、国民の権利利益の救済を図り、合わせて行政の適正な運営を確保する」ことを目的としている。

しかし、この趣旨に反し通則法改正案では異議申し立てを審査請求に一元化するという構想は採用されず、従来の異議申し立て制度を存置し名称を「再調査」制度とした。また、行審法案にある審理の客観性、公平性確保のための「審査員」制度の導入、「行政不服審査会（第三者機関）」に判断を仰ぐ機関の設置が盛り込まれたが、通則法案では審査会の設置は採用されず従来どおり「国税不服審判所」が担当する。課税庁との人事交流が行われている審判所では客観性、公平性の主旨が生かされる保証は疑問が残る。

また、改正案では審査請求申立人が求める場合は口頭で意見を述べる機会が与えられる。しかし、①審理員の許可を得て行われなければならない②処分庁の回答義務が明文化させていない③処分庁の出頭義務が明定されていない④口頭陳述録取書（調書）の作成に関する規定がない、など法文上での明確化を求めなければならない課題を持っている。さらに前記報告書では「審理の迅速化のため、処分庁にたいして処分の内容、処分の根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実その他処

分の理由を明かにする資料で処分庁が保有するものの全部又は一部」の提出を求めることができる、とされているが法文上明確になっていない。調査関係書類の閲覧にいたっては現状を超えるものはない。したがって、行審法案では一定の前進が見られるが、通則法案は現状の制度からどれほど発展したのか、納税者の権利擁護という立場から検証し意見を発信していく必要がある。

（以上は 6 月 22 日開催された税務行政・権利研究会での講演を要約したものです。）

◆ アウトソーシング

そもそもの発端は 1963 年の青申会、税理士会、国税庁の三者が中小零細事業者の記帳指導、税務代理を協力して行うことについて協定を結んだ。これは民商対策が目的であったもの。その延長上で「税務支援」が語られていることは問題。現行税理士制度の最大の問題は税理士が国の監督下にあることである。国と納税者は法的に対等である。とすれば、代理人を置いた納税者は代理人なしの納税者よりも低い立場を要求されるという矛盾に陥る。アウトソーシングは国税庁のご都合主義的税理士法の運用として把握することが必要。アウトソーシングの対象とされる『委託者の経済的理由により無償又は著しく低い報酬・』にならざるを得ない納税者が存在するのは、そこまでも課税対象としているわが国の税制上の問題で、本来行政の側の仕事である」

（以上は当日の全講演のうちアウトソーシングに掛かる部分を抜粋したものです。）

このあと議論が交わされました。アウトソーシングの対象となるのは大多数が源泉還付申告者であり庶民増税の所産である。これは行政の利便性を重複した申告納税制度の枠外にある制度によるもので、本来的に国税当局が責任を持って対応すべきもので、明らかに税務行政の下請けである。また、実務的には「課税庁の発注した範囲内で、指示された方法」で行われており、計算や訂正、積極的な助言も禁止されており、税理士としての尊厳、独立性、公正性の放棄を求めている。このことを抜きにしてアウトソーシング問題が論議されているところに問題がある。などの意見が出されました。

（以上は 6 月 28 日理事会主催で開催された「アウトソーシング」についての研究会で税理士・関本秀治氏の講演、それについての討論を要約したものです。）

「更正する」と威す

収支内訳書のない者に

今年6月、悪川税務署での事件。

「収支内訳書の提出をしなければ、所得控除や税額控除が適用できなくなる。当方が誤りを是正して更正通知書を後日郵送する」と脅しともいえる文書を送ったことに端を発した。納税者は、同業のK協議会とともに抗議したところ、税務署側は「よくない文書で、文書を撤回し謝罪する」ことで一件落ち着いた。

同じ被害者は多数にのぼるとみられ、税務署からの異例の文書が送られてきた場合には同僚をさそい機を逸せず抗議して撤回させよう。

(M会員のメッセージによる)

全国研究所 交流集会

日時 8月24日(日)～25日(月)

会場 ホテル・パークサイド
(台東区上野)

参加費 全日程 20,000円

新入会員紹介

※ 会 員

- 児玉 清一
住 所 西東京市谷戸 2-2-2-706
TEL 0424-25-2073
事務所 東京合同事務所

センター活動日誌

- 2008. 1.21 講師派遣 埼玉新人会
- 1.23 " 埼玉保険医協会
- 1.24 " "
- 1.25 " 千葉新人会
- 1.28 " 荒川土建
- 1.28 " 川崎北部職建労
- 2. 4 第38回公開講座
- 2.16 講師派遣 佐賀県保険医協会
- 3.25 三役会議
- 4.25 第4回理事会
- 5.22 三役会議
- 7. 7 三役会議
- 7.18 第5回理事会

ザ・コラム

▼世界中の人々が地球の温暖化に心を痛めているとき、笑いの止まらない奴らもいる。水が溶けて海底探査が可能になり、油田を掘り当てたのだそうだ。▼流れ漂う流水、戸惑いながらあてのない移動を続ける動物たち。あとには果てしない海が拡がり、掘削機を背景にして自慢たっぷりとその男は言う。「これで地球のエネルギーは十二分にまかなえます。」

▼掘り尽くすだけ掘り尽くせばいい、それをぜんぶ燃やし尽くせばいい、この地球上で！

▼地球は水位の上昇や異常気象で、やがて荒廃し尽くすだろう。乗り手のない自動車はさび付いたまま放置され、ガソリンスタンドは無人化するだろう。▼そのときの奴らの顔が見たいものだ。

▼「我が亡き後に洪水はきたれ。」(ポンパドール)

▼「それら(応仁の乱の室町幕府の崩壊)は皆天下を自分のためだけのものと思ひ、天下やそこに暮らす人々のことを考えなかったが故に起きたことであつた。」(「古老諸談」) ▼古今東西、こんな手合いは尽きない。

▼彼らが北極でしていることは、世界の人々を投げ込むための墓穴を掘っていると言うことだ。

(Y)